

天理市「週休2日工事」実施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けて、「週休2日工事」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日工事の対象は、「土木工事標準積算基準書 奈良県県土マネジメント部」又は「下水道用設計標準歩掛表 日本下水道協会」(建築・建築設備に係る歩掛を除く)に基づき積算する天理市発注の土木工事とし、特記仕様書に明記するものとする。ただし、次に掲げる維持工事等は除くものとする。

- (1) 災害復旧工事のうち、公益・人命保護のために緊急を要する工事
- (2) 緊急対応工事
- (3) 小規模修繕工事
- (4) 現場閉所が困難等の週休2日工事にそぐわない工事

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「工事着手日」とは、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業(現場事務所の設置又は測量等)に着手する日をいう。
- (2) 「完成通知日」とは、工事完成通知書の提出日をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日から完成通知日までの期間をいう(年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く)。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に

該当する期間は含まない。

(4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所として取り扱えるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

(5)「月単位の週休2日(4週8休以上)」とは、対象期間内の全ての月で現場閉所した日の割合(以下「月の現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では月の現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。

また、月の現場閉所率が28.5%以上であっても、閉所日数がその月の暦上の土曜日・日曜日の合計日数未満の場合は除く。

$$\text{月の現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所を行った日数(日)}}{\text{その月の日数(日)}}$$

■月単位の週休2日(4週8休以上)で月の現場閉所率が28.5%に満たない例

暦上の対象月の日数 : 31日

暦上の対象月の土日の日数 : 8日

対象月の除外日 : なし

土日に現場閉所した場合の月の現場閉所率は $8 \div 31 \cdots 25.8\%$
28.5%に満たないため、現場閉所日数が暦上の土日の日数以上か

どうかで判断

- 月の現場閉所率が 28.5%以上で月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）にあたらぬ例

暦上の対象月の日数 : 31 日

暦上の対象月の土日の日数 : 10 日

対象月の除外日 : なし

土日に現場閉所した場合の月の現場閉所率は $10 \div 31 \cdots 32.2\%$
28.5%以上になるため、現場閉所日数が暦上の土日の日数以上かどうかで判断

上記の月で実際に現場閉所した日数が 9 日だった場合、対象月の現場閉所率は $9 \div 31 \cdots 29.0\%$

⇒月の現場閉所率は 28.5%以上になるが、暦上の土日の日数に満たないため月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）にあたらぬ。

(6)「通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）」とは、対象期間において、現場閉所した日の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の場合とする。

ただし、対象期間がひと月に満たぬ場合は、対象期間における暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所を行った日数 (日)}}{\text{対象期間 (日)}}$$

(対象工事である旨等の明示)

第 4 条 週休 2 日の対象工事である旨等の明示は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者は、週休2日の対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に週休2日の対象工事である旨を記載するとともに、週休2日を実施しなかった場合や月単位の週休2日(4週8休以上)又は通期の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合には、減額変更の対象となる旨を記載するものとする。(別紙1参照)

(2) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。

(3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(実施内容)

第5条 週休2日の対象工事において、週休2日の実施内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 受注者は、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休2日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書(別紙2)(月単位を原則とする。以下「計画書」という。)を作成し、当初月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、対象期間内の土曜日・日曜日はすべて休日とすることを原則とするが、計画書におい

て、事前に対象期間内の土曜日・日曜日に現場作業を行う旨を明示し且つ同月の対象期間内において、当該の土曜日・日曜日の代替えとなる休日の明示がある場合は、当該の土曜日・日曜日の現場作業を認めるものとする。ただし、計画書提出後において、当初現場閉所を予定していた日に、受注者の責によらず現場作業が生じる場合は、受発注者間において事前に協議するものとする。

(3) 受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書(別紙3)(以下「実績書」という。)を計画対象月の翌月に速やかに(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く)発注者に提出し確認を受けるものとする。また、受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日はすべて休日となるように努めるものとする。

(4) 受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日の対象工事である旨を明示するものとする。(別紙4参照)

(5) 受注者は、工事完成図書において、工事現場に週休2日の対象工事である旨を明示した(別紙4参照)ことがわかる写真等を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

(費用の計上)

第6条 発注者は週休2日の対象工事において、受注者が週休2日を実施しなかった場合や月単位の週休2日(4週8休以上)又は通期の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合は、当初計上している月単位の週休2日(4週8休以上)の補正係数を別表1から別表3に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は土曜日・日曜日のすべてで現場閉所が実施できるよう努めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は週休2日の対象工事において、月単位の週休2日(4週8休以上)を達成した工事のうち、計画書で定めた土曜日・日曜日のすべてで現場閉所が達成できた場合は、工事成績評定において評価するものとする。

また、通期の週休2日(4週8休以上)を達成できなかった場合で、通期の週休2日(4週8休以上)に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、週休2日工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日以降に起工する天理市発注の土木工事から適用する。